

運転免許証を自主的に返納される 65歳以上の高齢者を支援します！

東峰村では、平成 29 年 4 月から運転免許証を自主返納される満 65 歳以上の高齢者を対象とした「高齢者運転免許証自主返納支援事業」を行っています。

【対象者】

村内に居住している満 65 歳以上の者で、平成 29 年 10 月 1 日以降に、

- ①（自主返納者）運転免許証を自主返納し、今後再取得の意思がない者
- ②（免許失効者）運転免許証の更新を受けずに免許を失効し、今後再取得の意思がない者

【支援内容】

村が発行する「タクシー利用券 30,000 円分」（200 円券×150 枚）

- ・有効期限は、交付日から 1 年間です。
- ・村内タクシー業者にて利用できます。

【申請から交付までの流れ】

〔1〕免許証返納手続き

- 受付場所：朝倉警察署 1 階 交通課 又は 県内各運転免許試験場
 - 受付時間：月曜日～金曜日（祝日、休日を除く）の午前 9 時～午後 4 時
 - 申請時に必要なもの：**運転免許証**
 - 問い合わせ：朝倉警察署 交通課 Tel0946-22-0110（内線 412）
- ※免許証返納手続きができるのは、ご本人様に限ります。

〔2〕高齢者運転免許証自主返納支援事業の手続き

- 受付場所：東峰村役場 総務課 又は 小石原庁舎 保健福祉課
 - 受付時間：月曜日～金曜日（祝日、休日を除く）の午前 9 時～午後 5 時
 - 申請時に必要なもの：（自主返納者）申請による運転免許取消通知書の写し
取り消しとなった運転免許証の写し
（免許失効者）失効した運転免許証
再取得の意思がない旨の誓約書
 - 問い合わせ：東峰村役場 総務課 交通安全係 Tel0946-72-2311
- ※申請は、運転免許証を自主返納した日 又は 失効した日から起算して **6 か月以内**に必要書類を添えて、総務課 交通安全係に提出してください。

〔3〕審査後、タクシー利用券をご本人宛に郵送いたします。（以上で手続きは終了です。）

東峰村役場 総務課